

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第23号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
別表第10（第23条関係） <table border="1"><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>1リットルにつきカドミウム<u>0.03</u>ミリグラム</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.03</u> ミリグラム	略		備考		略		別表第10（第23条関係） <table border="1"><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>1リットルにつきカドミウム<u>0.1</u>ミリグラム</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.1</u> ミリグラム	略		備考		略	
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.03</u> ミリグラム																
略																	
備考																	
略																	
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.1</u> ミリグラム																
略																	
備考																	
略																	

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 附則別表の左欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する汚水等排出工場等（香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号。以下「条例」という。）第24条第1項に規定する汚水等排出工場等をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の同項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この規則の施行の日から3年間は、改正後の香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第23条の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
- この規則の施行の際現に設置されている条例第2条第8項の汚水等排出施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する汚水等排出工場等の排出水のカドミウム及びその化合物についての排水基準は、この規則の施行の日から6月間は、改正後の規則第23条及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその化合物	非鉄金属第1次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。） 非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	1リットルにつきカドミウム <u>0.09</u> ミリグラム

備考

中欄に掲げる業種に属する汚水等排出工場等が同時に他の業種に属する場合において、改正後の規則別表第10又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該汚水等排出工場等に係る排出水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。